地区で誰れが民生委員か？

自分達の地区の民生委員は誰がなって居るかと云ふ問に對し、首相官房審議会の世論調査の結果、知って居ると答えた人九九%、知らないと答えた人二五%であつたそうです。

光町民生委員（三一、十二、一）

地区区分	住所	氏名	担当区域	備考
吉	篠本一、八四八	行方　武	篠本一・二区	副常務
日	篠本四、三九	増島　藤一	篠本三区	
	新井四三	川野平次郎	新井、宝米	
	二又一、三四	布施　喜一	二又、市の原	
南	虫生九三八	深田　三郎	虫生、富下傍示戸	常務
條	芝崎八四八	岩沢治太郎	芝　島	
	小田部三九	鈴木宗太郎	小田部台母子	
	川台小一三九	須合　忠夫	小川台	
東	宮川四六三五	橋浦　寛照	宮内、作間内	副常務
陽	宮川三六四三	向後　忠一	上宮川	
	宮川四三七	石川　栄治	古屋、桑郷	
	谷中一四六六	伊藤　茂	谷中、入西、高野	
	目篠六三三	大木　村治	原方、篠原	
浜	木戸一四三九	小林　喜雄	九・一（浜）区	副常務
	木戸一三三	椎名　武司	一（岡）二区	
	木戸三三〇九	吉田　たけ	三・四区	
	尾垂三六三	伊藤　幸次	五・六区	
	尾垂一六六三	伊藤　喜一	五・六区	
	木戸三五三	伊藤　眞一	七・八区	
	木戸四九八	椎名　弘十	区	

祖先の遺品を守りましょう

厚史を知ることは現在をえ伝えてゆくためにも、文正しく識る基礎であり、将化財保護に関して何らか社来の社会を予測する判断の会上の措置が構ぜられなけ基となります。正しい歴史ればならぬことは当然であを知るためにも、祖先の残ります。この為国としては した文化的遺品を後世に伝 文化財保護法が、縣として は、文化財保護條例が制定されて、それ〳〵重要な文化財が保護される仕組になつております。然し乍らこれらの法律、條例は、何れも国の立場から、また県の立場から、文化財としての価値あるものを保護することが眼目でありますので、地方の特定の人々にのみ価値あるものは、なか〳〵保護の對象となりません。このまゝに推移すれば我々光町の住民にとつて、歴史上重要な文化財が滅失してしまう怖れが多分にあります。

そこでこれら法律や県條例から指定されない文化財を保護し、一般の人たちに文化財の重要性を再認識願うと同時に、尊い文化財を後代の子孫へ残してゆく目的で、町の法律や県條例と重復抵触しない光町文化財保護條例を鋭意立案中であります。

生活保護の状況（昭和31年度）　光町

月＼地区	日吉 世帯数	日吉 金額	日吉 人員	南條 世帯数	南條 金額	南條 人員	東陽 世帯数	東陽 金額	東陽 人員	白浜 世帯数	白浜 金額	白浜 人員	合計 世帯数	合計 金額	合計 人員
4	9	17.028	28	6	9.795	20	13	26.342	43	35	63.223	124	63	116.388	219
5	9	17.028	28	6	10.170	20	13	22.346	45	35	61.353	122	63	110.897	215
6	9	15.719	23	6	10.203	20	14	25.813	54	35	59.438	122	64	111.173	219
7	9	16.214	23	6	10.068	20	13	24.958	49	35	54.497	116	63	105.737	208
8	9	14.669	23	6	9.195	20	13	24.958	49	35	55.052	116	63	103.874	208
9	10	16.305	30	6	8.411	18	14	28.856	54	33	53.312	108	63	106.884	210
10	10	15.310	30	6	8.831	18	11	24.909	44	34	55.052	116	61	104.102	208
11	9	14.819	23	7	15.027	23	11	25.769	44	33	55.502	109	60	111.057	199
12	8	14.639	22	6	9.016	18	10	24.304	40	33	53.457	108	57	101.416	188
1	8	14.639	22	6	8.932	18	10	24.304	40	32	53.152	107	56	101.027	187
2	8	15.443	22	6	9.268	18	9	20.903	35	32	55.452	107	55	101.066	182
3	9	16.340	24	6	8.572	18	10	21.661	39	33	56.384	108	58	102.957	189

（厚生係）

社会を推進する青年と社会を育てた老人と

世界一の農業王国デンマークを生んだものは青年であります。

国民高等学校で養成された幾多の若人達が、敗戦デンマークの荒蕪地を起して耕地とし、世界に冠たる農業王国としました。

この青年達が一応法律上成人即ち一般社会人として権利義務を認められるのが、満二十才であります。

わが町ではこれらの成人と認められる青年達の祝日、一月十五日に毎年成人式を挙げております。一月十五日は「国民の祝日に関する法律」の中で成人の日として定められており「おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日であります。

その意味で次代の光町を、日本を背負つて立つ青年達を心からお祝いし、はげまするため町の中央に該当青年のお集りを願つて厳しゆくであゝかいお祝いの式を行つております。

またこの青年時代を、次いで成年、壮年と社会の建設と発展のため生き抜かれ、社会を育てられた御老人方に對して、われ〳〵後進は心から感謝とお慰めとをしなければなりません。

法律の定めはありませんが終戦後一般社会の風習として、九月十五日が「老人の日」と認められて、特にこの日は老人方に感謝とお慰めをする日であります。光町ではこの日に満七十七才以上の方に記念品を差上げて御長命のお祝いと、お慰めを致しております。町民の皆様にはどうぞこの両日には青年を祝いはげまし、老人に感謝とお慰めの気持を充分お盡し頂きたいと思います。

声価上がる女子青年学級

義務教育を終つて在町する青年の学習にと開かれた唯一つの方法、それが青年学級であります。

社会教育のなやみである財政の貧困は、青年学級の魅力を半減させているのが現状であります。

忌憚ない所、中学卒業後在町する青年は、兎角学習意欲が少ないので、青年学級で勉強しようとするよう束きつける爲には多額の経費を要もします。

全地區に渉つて青年学級を一時に盛大にならせることは困難でありますが、少ない予算の中から特に女子青年学級の問題を取り上げ南條と白浜で長期学級を開設しております。

南條は光町合併以前からまた白浜は昭和卅年四月からの開設でありますが、どちらも学級生や家庭から非常な好評を受けております今まで八日市場や、その他遠くの方へ行くことが女子の裁縫勉強と考えがちでしたが、両青年学級がその務めを果たしておりますので困難な青年学級の運動もこの辺から隘路が打開されてゆくと思われます。

次に両学級の概要をお知らせします。

一、○南條青年学級女子部
　　開設場所　南條公民館
二、○白浜青年学級女子部
　　開設場所　白浜公民館
　　開設時期　四、七、八
　　十二、一、二、三月
　　授業時数　毎週四十八時間
三、内容　四十時間
　　料理　二時間
　　作法　二時間
　　華道　四時間
四、月謝　百円
五、専任講師
　　和洋裁　越川　よし先生
　　料理　縣農業技術課員
　　作法　佐藤　明見先生
　　華道　岩沢　明先生
六、その他　毎月一回映画鑑賞

二、開設時期　四、七、八
十一、十二、一、二、三月
三、教課内容　和洋裁、料理、茶道、華道、社会公民、衛生
実施時数　週四八時
四、謝　一〇〇円
五、専任講師
　　和裁　川口喜代子先生
　　洋裁　勝又　芳子先生
　　料理　地井　文子先生
　　茶道　朝岡　静子先生
　　華道　花子先生
　　加瀬　壽樹先生
　　越川
　　社会　江波戸忠次先生
　　公民
　　衛生　長野　康巳先生

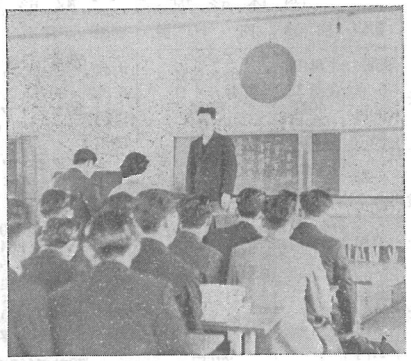

成人式に於ける代表の成人の誓い

一億減税を貯蓄に廻そう

皆様の深い御理解によつて町内の納税貯蓄組合は続々と増加しております。貯蓄ができて税金の納め易い貯蓄組合へ進んで御加入下さい――。

学校だより

解消した危険校舎

日吉中学校

陽春の光を浴び、日吉中学校改築竣工式は四月十五日、来賓多数御参列のもとに盛大裡に挙行されました。思えば、わが光町は合併以来山積する事業の中から、各校々舎の整備充実を計画され、遂年その成果を挙げこゝにその一環として今般本校の改築をみるに至つたわけであり、教育尊重の観点より意義深く感ずる次第であります。

もとより、この藝には町財政の窮迫なる折柄、敢てこの事業を断行されましたH先生、につこりして、「おお、二人ともきれいになつたなあ、今後は二人とも心の中から暴力の芽を刈りとつて、仲よくするんだよ……」

町当局、教育関係者各位の理解と御労苦に対しては、深甚なる敬意を払わねばなりません。

日吉中学校は去る廿八年五月、未だ合併前三教室一棟を新築致しましたが教室不足の為、二階建假教室を併用したために、教育の実際面から種々遺憾な状況下にありました。

今回の工事は、その仮校舎を徹收し、その跡に間口十三間半、奥行四間半の三教室の増築及び炊事室、小使室を併設し、竣工した次第であります。

そして、こゝに漸く旧態を蟬脱し、教育の場として面目を一新することゝなつたのであります。

然し乍ら、当校は中学校教育実践の場として未だ決して満足すべき段階でなく施設の充実等、今後に俟つべき幾多の問題が残されていますことを附記致しまして、この小稿を終ります。

生活指導の一断面

東陽中学校

＝放課後の職員室＝

床にすわらせられている二年のTと三年のNと男の子二人、

「また、この二人がけんかです」つれて来たD先生もH先生も、本当に困つたような顔。注意しても、指導しても、心配をかけるこの二人の子たち。その中何を考えたのかH先生、不断子供達の頭を刈つてあげているバリカンを持つてきて、

「さあ、二人でかわり番に頭の刈りつこ、仲よくやりなさいよ」とバリカンをお渡しになる。まずNが慣れない手つきでTの頭を刈り始める。

「あつ、い、た、たつ」

「ごめん、ごめん」

「しずかに刈つてくれよ」

「うん」

ジョキ、ジョキ、ジョキ、刈りつこをしている中に、二人の顔が明るくなり、友情も高まつていくようだ。
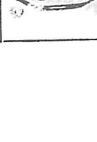
TがNの頭を刈り終つた時今までの様子を観察していたH先生、